

令和 7 年度 練馬区食品衛生監視指導計画について

1 計画の目的

区民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 24 条の規定に基づき、区が実施する監視指導を定めた令和 7 年度練馬区食品衛生監視指導計画を策定する。

2 監視指導計画の実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 令和 7 年度練馬区食品衛生監視指導計画

別添のとおり

4 計画の概要

H A C C P に沿った衛生管理への取組推進

原則として全ての食品等事業者には、H A C C P に沿った衛生管理の実施が義務付けられている。着実に H A C C P に沿った衛生管理の取組を推進するために、事業者の状況や取り扱い食品ごとの特性を踏まえつつ、施設の監視、指導等を行う。

食中毒対策

近年多発しているアニサキス、ノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒について、食品等事業者に対し、食中毒予防対策の周知と監視指導を実施する。大量調理施設や給食施設については、重点的に監視指導を行う。

また、区民に対しても、食中毒予防に関する正しい知識の普及啓発に努める。

適正な食品表示への対策

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づき、区内で製造、販売される食品の表示が適正であるかを確認する。不適正な表示を発見した際は改善を指導し、必要に応じて製造所を管轄する自治体へ情報提供を行い、円滑な対応に努める。